

教育改革の時代における家庭教育

松下 俱子
(聖徳大学)

教育改革の中の「家庭教育」

現在進められている教育に関する諸分野の検討は、2000年3月に内閣総理大臣の下に設置された教育改革国民会議（以下国民会議）が同年12月にとりまとめた「教育改革国民会議報告」を出発点にしているといえる。今後の教育を改革し、改善していくためには具体的な行動に結びつく提案が必要であるとして、国民会議は二つのことを基本姿勢としていた。(1)基本に立ち返ること(2)改革の具体的な動きをつくることの2点である⁽¹⁾。家庭教育に関しては(1)の説明で「(急速な社会の状況の変化と豊かさの進展の中で)家庭教育の必要性の強調は、決して偏狭な国家主義の復活を意図するものではない」と述べている。

「21世紀教育新生プラン」の中の「家庭教育」

「教育改革国民会議報告書」をふまえて、文部科学省は具体的な施策や課題を明確に整理して「21世紀教育新生プラン」を作成した。このプランは、教育改革のこれからの取り組みの全体的なイメージを示めし、施策、課題と実施スケジュールを掲げている。このプランの中で「家庭教育」はどのように位置づけられているであろうか。上記の報告の骨子である「17の提案」の

中第1項目として位置づけられているのが「教育の原点は家庭であることを自覚する」である。そして、改革の具体的な動きを作るための政策課題として、次の6点が掲げられた。①家庭教育支援のための機能の充実（「社会教育法」の改正によって体制を整備する）②各家庭における「しつけ3原則」の作成（全国規模の子育て学習、「家庭教育手帳」「家庭教育ノート」の作成・配布）③教育休暇制度の導入（経済団体等への働きかけ）④幼稚園や保育所における教育的機能の充実（文部科学省と厚生労働省の協力による）⑤自主的な社会教育活動への積極的な支援（「地域ふれあい交流事業」などの推進）⑥「教育の日」の制定などによる地域における教育への取り組みの推進（地方自治体等への働きかけ）。

「家庭」、「家族」の考え方

「家庭教育」と一言でいわれるが、いま「家庭」「家族」を考えると、一律のイメージを描くことができないのは周知のことである。1994年（平成7年）国連はこの年を「国際家族年」と定めた。核家族化、少子化、労働形態の変化等々家族を取り巻く環境の変化に伴って、家族の構造が変化し、家庭の教育機能が低下してきたなどの問題に世界的な関心が高まってきたため、家庭の問題を世界レベルの課題とすることになったのである。その際、国連は「単純な家族観というものはなく、家族に関する政策の定義はたやすいものではない」として「家族とは…」という概念規定をせず、その役割や機能を示すにとどめた。①家族は社会の基本的単位である。②家庭は子どもたちの成長や発達に必要な情緒的、財政的、物的援助を提供する場である。③家族の構成員の中の高齢者、障害者等へのケアを提供する場である。④文化的価値観を保存し、継承する媒体である等である。どのような社会的変化が起こっても、これらの家族・家庭の役割は基本的なものであると示されたのであるが、にもかかわらず、その後の家庭の成立時の事情、家族の構成員のあり方、家庭が営まれる形態などの急激な多様化はその役割を果たすことが困難な状況になってきている。家族の規模が縮小され（核家族化）、家庭の営まれ方が多様になってきたことは、個人が自分の生き方を自分で選んでそれぞ

れの人生を歩んでいくようになってきたことで、歓迎すべき傾向であるが、家庭の機能ということから考えると一体感、家族の一員としての責任感の薄れにつながってきていると思われる。こうした状況にありながら、国際家族年は「家族は社会の基本的単位」「家族から始まる小さなデモクラシー」という二つの言葉を通して、その後の家庭についての考え方に影響を与えるきっかけを与えたと考える。社会は多様な価値観、考え方の人々が意見を出し合い、主張し合い、多数決をとるという方法を採用したり、時には妥協したりしながら共に生きていく場である。その社会の最小単位が家庭であるということは、家庭の構成員は一人ひとり個性をもつ人間で、それぞれが自分を出し合いながらコミュニケーションを密にして、家庭の方向を決めていくのであるということを確認することになる。「あ・うん」の呼吸で一体であるとか以心伝心で分かり合えるといった世界ではないということである。このような家族・家庭への認識が、これからの時代の家庭教育を考える出発点になると考える。家庭の教育力というとき、たしかに家族の一員としての自覚、責任は乏しくなり、人格形成につながる基本的なマナーや知識など、いわゆるしつけを伝える能力が著しく低下していると感じることが多い。これらを課題として重要な部分についての家庭のエンパワーメントをはかるとともに、社会の基本的単位による教育の不足分を、家庭外の力が共に担うということは、「社会の一員育て」という観点からみるとより積極的に捉えられるのではなかろうか。

これからの社会に向けての家庭教育の役割

親、教師、地域の活動のリーダー等それぞれの立場の大人たちが真剣に子育てに取り組んでいる。何を目指しての取り組みなのか。当然のことながら「次代の担い育て」であろう。子どもたちは次代の社会をより発展させていくための担い手としての人材となるために、必要と思われる資質や能力を身につけてもらいたいと願いながら、さまざまな施策を立案し、実施しているのである。次代に必要な資質や能力というならば、次代はどのような社会であるのかという予想が必要であろう。これからの社会がどのような社会に

なるか、変化の激しい時代であることやどのような視点から予想するかによって捉え方が異なるであろうが、ここでは次の3点を取り上げたい。

(1) 生涯学習社会

1988年文部省（当時）に生涯学習局が新設されたことを機に行政レベルでの「生涯社会の構築」に向けての努力が本格的に始まったことは周知のことである。そして「生涯学習社会の実現は21世紀の我が国の最重要課題である」と叫ばれてきた。その21世紀に入り、いま育ちつつある子どもたちは生まれながらにして生涯学習社会の担い手になる方向での教育がされることになっている。どのような資質・能力が必要であろうか。日常生活の中で身近な課題を見出し、それに自ら取り組んでいく自己学習力が必要である。それはどのように育てられるのか。生涯学習は家庭教育、学校教育、地域社会での教育活動による学習すべてを含んでいると考えられるが、家庭教育はそのもっとも基礎的な部分を担うことになろう。大部分の人々は、生まれて最初に出会う学習の場が家庭であると思われるが、そこで発達に応じた自己学習力―課題場面から脱出するための力を養う機会が与えられることが重要である。

(2) 男女共同参画社会

我が国はすでに法制上の男女平等は実現しているが、社会的慣行や意識の面では十分に実感するに至っていないことも多いとされている。「女性も男性も、互いにその人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別にとらわれないことなく、その個性と能力を十分発揮できる豊かな社会」と説明されている真の男女共同参画社会を創り上げていくことは、(1)に加えてのもう一つの最重要課題と位置づけられているのである。このような社会を実現させていくために、社会の担い手はどのような意識、資質、能力を持つことが期待されるのだろうか。男女共同参画社会実現に向けて、これまで長い間、多くの人々のさまざまな取り組みが積み重ねられてきたが、その上に立って1999年（平成11年）「男女共同参画基本法」が公布・施行された。そしてこの法に基づいて2000年（平成12年）具体的な取り組みのための「男女共同参画基本計画」⁽²⁾が作られたのである。この計画の柱立ては1996年（平成8年）に策定された「男女共同参画2000年プラン」の中に示された11の重点目標

に則っている。男女共同参画という視点から社会制度等を見直すこと、農山漁村における男女共同参画を確立していくこと、男女が職業生活と家庭・地域生活の両立を可能にしていくことなどを含む計画に取り組んでいく担い手は、一人ひとりの人をかけがえのない人格として尊重する心を持ち、相手の立場を配慮し、方針決定に向かって、民主的な取り組み過程を大切にする意識をもつ必要がある。家庭教育はこの面での基礎づくりを期待されていると考える。

(3) 世界市民社会

国民の大部分が自らを中流の生活をしていると認識している我が国である。中流ということは豊かな生活状況であるといえよう。この主として物質的な豊かな生活は、自国の資源や技術だけで実現しているのではない。情報や交通の発達に伴って世界は狭く、または小さくなっているといわれている。この時代はほとんどすべての分野の方向は、一国の事情だけで決定することができず、相互の条件を調整しながら新しい価値観を創り出していくことが求められている。我が国が「世界の中の日本」として引き続きリーダーシップをもつ国の一員であり続けるために、その担い手はどのような資質や能力を身につけている必要があるだろうか。各人が個性豊かであること、自分の考えをもち、それを自分のことばで明確に表現できるとともに、他の人の発信することに注意を傾け、相手の立場への配慮ができることなどが望まれると考える。こうした資質育てに家庭教育が寄与できることが多いと思われる。

次代の担い手に期待される資質・能力について若干ふれてみると、これらの資質・能力は1996年（平成8年）中央教育審議会から出された答申「21世紀を展望した我が国の教育のあり方について」⁽³⁾に示された「生きる力」に集約されていることが分かる。「生きる力」は問題解決能力（「自分で課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する資質や能力」）と豊かな人間性（「自らを律しつつ、他人とともに協調し、他人を思いやる心や感動する心など」）とそして、たくましく生きるための健康や体力（「たくましく生きるための健康や体力が不可欠」）から成るとされている。これらの資質や能力はバランスよく育まれることが必要で、

そのためには、学校・家庭・地域社会が連携して、一体となって教育を営むことが求められるとしている。特に、この答申においては家庭教育の重要性を強調しており「家庭教育は、乳幼児期の親子のきずなの形成にはじまる家族との触れ合いを通じ『生きる力』の基礎的な資質や能力を育成するものであり、すべての教育の出発点である。」「子供の教育や人格形成に対し最終的な責任を負うのは家庭であり、子供の教育に対する責任を自覚し、家庭が本来、果たすべき役割を見つめ直していく必要がある」「『生きる力』の基礎的な資質や能力は家庭教育においてこそ培われるものとの認識に立ち、親がその責任を十分発揮すること」等々の記述の中に家庭教育に期待する考え方が盛り込まれている。

家庭教育への支援

これからの社会の中心的な担い手として、学習活動のための基礎・基本的能力に裏打ちされた自己学習力、自分の考えを自分のことばで理解を得やすく表現する能力、一人ひとりの人格、人権を尊重する心、他の人の立場を理解しようとする心などを具えた人材として子どもを育てることが期待されていると考え、そのすべてを育む出発点は家庭教育であるとされている。そして、その家庭における教育は、それぞれの家庭の価値観や方法によって行われるべきものであるが、いま、家庭の教育力が低下していると指摘される現状をふまえ、子どもはただ個々の家庭の子どもというだけではなく、日本の次代の担い手であるという社会的存在でもあることを再認識し、社会全体が家庭における教育を支援していこうとする考え方が広がっている。

家庭の現状について「核家族化、少子化」「父親の仕事中心の生活による子育てへの参加度の低さ」「女性の社会進出の増加の中で、家庭と職業を両立させるための条件整備の遅れ」「親としての自覚の不足による過保護や放任」などを課題として、こうした現状の改善に向けての支援策が講じられつつある。支援策の要点は、「家庭教育に関する学習機会の充実」「子育て支援ネットワークづくりの推進」「親子の共同体験の機会の充実」「父親の家庭教育参加の支援」などとなっている。

(1) 文部省（2000年《平成13年》1月から文部科学省）が、平成11年度から13年度にかけて、家庭教育の支援のために掲げた具体的な施策のいくつかをみると、次のようであった。

ア. 家庭教育手帳・家庭教育ノートの作成・配布（11年度開始、13年度も継続）

親が家庭を見直し、自信を持って子育てをしていけるようになるきっかけとして、乳幼児を持つ親に「家庭教育手帳」を、小・中学生を持つ親に「家庭教育ノート」を配布。これは市販もされ、有効な資料であると評判を得ていると聞く。

イ. 子育ての楽しさ等啓発リーフレットの作成・配布（11年度開始、12年度まで）

子供を持つこと、育てることの楽しさを啓発するリーフレットを作り、成人式などで結婚前のこれから親になる男女に配布。

ウ. 家庭教育に関する24時間電話相談（11年度開始、13年度も継続）

子育てやしつけなどで悩んだり不安を抱いたりする親が24時間いつでも電話で相談できるような態勢を整えるための事前調査を都道府県に委託。

エ. 子育て支援ネットワークの充実（12年度開始、13年度も継続）

子育てやしつけに悩む親が気軽に相談したり、助言を得たりできる「子育てサポーター」を配置して、小学校の空き教室などを利用して交流事業を行うなどして、地域に子育てに関するネットワークを作る。

オ. 家庭教育の活性化支援等に関する特別調査研究（3年以上継続）

子どもの発達段階ごとの課題に関する調査研究を行い、家庭教育資料を作成して配布。この資料の例としては平成6年度～10年度にかけて刊行された「明日の家庭教育シリーズ」1～5がある。子どもの発達段階ごとの課題と刊行時の「現代的課題」を合わせて扱っているものである。シリーズのテーマは「1. みんなで担う共働き家庭」「2. 親子が育つ家庭〔共学び、共育ち〕」「3. 父親を考える」「4. 家庭ではぐくむ『生きる』」「5. 親の子離れ、子の自立」である。このシリーズは市販され、役立つ資料という評判を得ているようである。この特別研究に関しては、

国立婦人教育会館（平成 13 年 1 月から国立女性教育会館）の主催するフォーラム家庭教育の実施も含まれている。

カ。「全国子どもプラン」の推進

平成 14 年度に実施される完全学校週五日制及び新しい学習指導要領を視野に入れて、地域で子どもを育てる環境を整えるために緊急 3 年計画と銘打って、平成 11 年度から展開されているこのプランには親と子が、共同で体験する活動が盛り込まれており、活動を通して親子のコミュニケーションを密にし、家庭の教育力の向上に資することも視野に入れている。

キ。青少年教育施設における「学校週五日制対応事業」への参加

平成 4 年に、学校週五日制がはじめて導入された時から、全国の国公立の青年の家、少年自然の家では、土日連続で登校しない週末、子どもたちが参加できる事業を提供し始めた。その中には親子が絆を強めることをねらいとした親子参加事業が含まれていたが、学校週五日制の拡大に伴って、事業の数が増し、内容も広がってきている。こうした事業への参加が、我が家の家族や家庭教育を振り返るきっかけとなるとともに、他の家族と出会う、刺激を得るよい機会ともなっている。

(2) さらに、家庭教育が力を発揮するためには、たとえば、企業による週休二日制や年次休暇取得の推進、育児休暇制度の定着など、社会全体が家庭を大切にす風土を醸成することが重要であるという提言（中央教育審議会平成 8 年）への対応ともいえる検討が行われた。平成 13 年 1 月に発足した男女共同参画会議が専門部会の審議を経て次の施策を提案した。

ア。仕事と子育ての両立支援策について（平成 13 年 6 月 19 日）

①両立ライフへの職場改革（各企業は人々が仕事と子育ての両立がしやすい多様な雇用形態や処遇、弾力的な労働時間制などに取り組む等）②待機児童の解消を目指して、達成数値目標及び期限を決めて実現を図る等）③多様で良質な保育サービスを（病院や診療所での病児・病後児保育の推進等）④必要な地域すべてに放課後児童対策を（大都市周辺部等の放課後児童対策が必要な地域で学校、児童館等に学童のための居場所を確保する等）⑤地域こぞって子育てを（ファミリーサポートセンター

を整備するとともに、良質なベビーシッターの紹介や保育ママの支援など地域の実情に応じた多様な家族支援サービスの充実等)

(3) そして、第 151 回通常国会において、社会教育法が一部改正され、家庭教育支援を充実させるために家庭教育に関する社会教育行政の態勢整備（家庭の教育力の向上を図る講座など、支援策を教育委員会の事務とする）が図られることになった。

第 151 回通常国会は「教育改革国会」と呼ばれ、「教育改革関連法」6本が提出され、全法案が6月29日に成立した。

教育立国を目指して始まった教育改革の推進の大きな流れの中で、2001年を教育新生元年と位置づけ、スピーディな改革の実行が図られている。この中で心豊かな日本人を育むための家庭の教育力の再生に向けての取り組みが始まったところである。

<引用文献>

- (1) 「教育改革国民会議報告—教育を変える 17 の提案」
教育改革国民会議（2000年12月22日）
- (2) 「21世紀教育新生プラン 学校、家庭、地域の新生～学校がよくなる、
教育が変わる～」 文部科学省（2001年1月25日）
- (3) 「男女共同参画基本計画」（2000年12月）
- (4) 「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」
中央教育審議会（1996年7月19日）
- (5) 「仕事と子育ての両立支援策について」
男女共同参画会議（2000年6月19日）

<参考文献>

- (1) 「平成6年度婦人教育・家庭教育行政担当者会議資料 '94 国際家族年」
文部省生涯学習局婦人教育課（1994年5月）